

一般財団法人 日本栄養実践科学戦略機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、栄養実践科学の専門的かつ戦略的な教育、研究及び技術開発と、その成果の発信交流及び共有基盤の構築及び運営を行うことにより、保健医療福祉栄養の発展と拡充及び国内外の公衆栄養の普遍的で持続的な向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 栄養実践科学に係る専門職の教育及び研修
- (2) 栄養実践科学に係る戦略的調査研究及び同調査研究助成
- (3) 栄養実践科学に基づく栄養食事療法その他の保健医療福祉等に係る栄養の指導及び管理に関する技術開発
- (4) 栄養実践科学に関する国際的栄養専門職の人材育成支援
- (5) 上記各号の事業の成果の発信交流並びに共有基盤の構築及び運営
- (6) 上記各号の事業に附帯・関連する一切の事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別等)

第5条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむをえない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会においてそれぞれ議決に加わることのできる理事又は評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。
- 4 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 5 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、前項第1号、第3号、第4号、第6号書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事、監事及び評議員の名簿

(4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第9条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

（長期借入金）

第10条 本法人が資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）をしようとするときは、その借入金の借入限度額について、理事会及び評議員会において、それぞれ議決に加わることのできる理事又は評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 本法人に評議員13人以上24人以内を置く。

（評議員の資格）

第12条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第65条第1項及び同法第65条の2の規定は、評議員について準用

する。

- 2 評議員は、本法人又は本法人の子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員4人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員3人の合計9人で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 本法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合又は特定の評議員の解任を提案する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者と本法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

- (3) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議（評議員の解任の決議を含む。）は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員とし

て選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠により選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が金3,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第21条 評議員会の決議は、決議について議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人が記名押印する。

(評議員会の決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 評議員及び債権者は、本法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 4 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 人以上 12 人以内

(2) 監事 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、2 人以内を副理事長、1 人を専務理事、1 人を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事長及び副理事長以外の理事の中から選定する。
- 4 理事の構成は、同一親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める数が、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 監事には、本法人の職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 第 24 条第 2 項の規定により副理事長を置く場合において、副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 第 24 条第 2 項の規定により専務理事及び常務理事を置く場合において、専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 5 専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定める。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第31条 本法人は、理事又は監事の法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないと認めるときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。ただし、当該決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款に定める職務

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 各理事から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合において必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号又は第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事又は監事が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第39条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置き、そのうち1人を事務局長とすることができる。

(職員の任免等)

第40条 事務局長の選任及び解任は、理事会の承認を得て理事長が行う。

2 前項以外の職員の任免は、専務理事が行う。

3 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

4 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

第46条 本法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時業務執行理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	
1	中村 丁次
2	斎藤 トシ子
3	下浦 佳之
4	阿部 絹子
5	塚原 丘美
6	滝川 嘉彦
7	成田 裕
8	瀧本 秀美
9	三浦 公嗣

設立時代表理事	
1	中村 丁次

設立時業務執行理事	
1	専務理事 下浦 佳之
2	常務理事 阿部 絹子

設立時監事	
1	田路 至弘
2	清水 謙一

(設立時の評議員)

第47条 本法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	
1	青山 敏明
2	井上 由香
3	宇都宮 啓
4	大石 泰之
5	大澤 慶子
6	大谷 泰夫
7	大貫 陽一
8	荻原 葉子
9	小西恵一郎
10	清水 誠
11	白井 厚治
12	白須 紀子
13	菅野 義彦
14	清野 裕
15	多田 紀夫
16	比企 直樹
17	福永 興壱
18	矢澤 一良
19	矢島 鉄也

(最初の事業計画及び収支予算)

第48条 本法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第49条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から 2024年3月末日までとする。

(設立者の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都港区新橋五丁目13番5号 新橋MCVビル 6階

設立者 公益社団法人日本栄養士会 (代表者代表理事 中村丁次)

2 本法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

公益社団法人日本栄養士会 現金10,000,000円

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。